

## 福祉用具購入

※給付券方式をご利用の場合は事前申請が必要です。

対象の福祉用具を購入することができます。

### ●対象となる福祉用具

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器  
④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具

令和6年4月からは、次の福祉用具について、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と購入の選択制が導入されました。

- ⑦固定用スロープ ⑧歩行器(歩行車は除く) ⑨単点杖(松葉杖は除く)、多点杖

※都道府県等の指定を受けた事業者から購入することになります。  
※購入の際は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員にご相談ください。

利用限度額	要件
10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年間10万円が限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。(年度内4月から1年間)</li> <li>●同一品目の福祉用具購入は原則としてできません。</li> </ul>

## 住宅改修

自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、次の小規模な住宅改修を行うことができます。

※事前に申請が必要です。先に工事を始めると保険給付の対象となりません。

### ●対象となる工事

- |                                 |                           |
|---------------------------------|---------------------------|
| ①手すりの取付け                        | ④引き戸等への扉の取替え              |
| ②段差の解消                          | ⑤洋式便器等への便器の取替え            |
| ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | ⑥上記①～⑤の各工事に付帯して必要と認められる工事 |

利用限度額	要件
20万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●20万円が限度で、その1割、2割または3割が自己負担です。</li> <li>●1回の改修で20万円まで使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。</li> <li>●「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、引っ越しをした場合は再度利用することができます。</li> </ul>

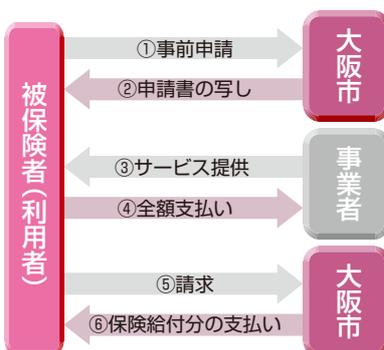
◇介護保険の住宅改修とは別に「高齢者住宅改修費給付事業」があります。(44ページ参照)

## 福祉用具購入・住宅改修の利用について

大阪市では、福祉用具購入・住宅改修の利用について、「償還払い方式」と「給付券方式」の2つの方法があります。(右図参照)

なお、入院中・認定申請中等については給付券方式を利用できません。詳細については、お住まいの区役所介護保険担当にお問い合わせください。

### ■償還払い方式申請の流れ



### ■給付券方式申請の流れ

